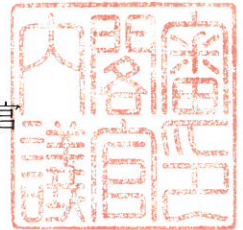


閣副第 769 号
府地創第 118 号
令和元年 12 月 20 日

各都道府県知事 殿

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官



内閣府地方創生推進室長



次期「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について（通知）

本日、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（令和元年改訂版）」及び、2020 年度を初年度とする 5 か年の第 2 期の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）が閣議決定されました。

国においては、これまで、第 1 期「総合戦略」の成果と課題を検証し、総仕上げに取り組むとともに、第 2 期に向けた検討を行ってきました。第 2 期「総合戦略」においては、地方創生の目指すべき将来や、2020 年度を初年度とする今後 5 か年の目標や施策の方向性等を策定するとともに、人口減少や、東京圏への一極集中がもたらす危機を国と地方公共団体がしっかりと共有した上で、まち・ひと・しごと創生本部が司令塔として、関係省庁の連携を強め、将来にわたって「活力ある地域社会」の実現と、「東京圏への一極集中」の是正を共に目指すこととしています。

地方においては、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 9 条及び第 10 条に基づき、国の「総合戦略」を勘案し、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）を策定するよう努めなければならないこととされています。

つきましては、国の第 2 期「総合戦略」を勘案し、各地方公共団体において、地方創生の充実・強化に向け、切れ目ない取組を進めるため、次期「地方版総合戦略」を策定していただくようお願いいたします。その際、別途提供する「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和元年 12 月版）」に留意すべき事項を記載しているので、その趣旨を十分御理解の上、策定していただくようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村長並びに一部事務組合の管理者及び広域連合の長に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。